

青森市畜場整備運営等事業 実施方針・要求水準書（案）に関する質問・意見及び回答

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目		タイトル	質問・意見	回答
1	実施方針	5	第2	5			事業方式等	7行目：「は青森市と運営業務委託契約を締結する。」は「は青森市と維持管理・運営業務委託契約を締結する。」となるのではないですか。	運営業務委託契約の中には、運営業務及び維持管理業務に関する規定を含みます。
2	実施方針	5	第2	6			契約の形態	本事業はSPCの設立義務が求められているにも関わらず契約形態が事業契約1本とはならず、基本契約、設計・建設工事請負契約、運営業務委託契約の締結が求められています。各契約を一本化し事業契約のみとした方が契約形態として明解であると考えますが、実施方針に示された契約形態とされましたメリットをご教示ください。	各担当企業の契約区分の明確化、運営期間中の設計企業・工事監理企業等の負担低減、設計施工と維持管理・運営の契約主体及び支払いの明確な区分などの観点を踏まえ、現在の契約形態としております。設計施工は、SPCが契約主体でないことから、事業契約による一本化はなじまないとの判断です。
3	実施方針	5	第2	6			契約の形態	契約形態を事業契約のみに改めていただきたく考えます。	実施方針P5「6.契約の形態」に記載のとおりとします。
4	実施方針	5	第2	8			本事業期間終了後の措置	3行目：「青森市の定める明け渡し時における新畜場の要求水準を満足・・・」とありますが、この要求水準とは令和4年12月27日公表の要求水準書(案)のことを指すのでしょうか。	令和5年2月28日公表の要求水準書を基に、最終的な契約締結時の要求水準書のことを指します。
5	実施方針	6	第2	9			事業の対象となる業務範囲	現畜場及び浪岡畜園の火葬炉保守管理業務は、本事業範囲に含まれないとお示しいただいておりますが、本業務は青森市指定の業者が行うとの認識で宜しいでしょうか。その場合の指定業者をお示しいただけないでしょうか。	現畜場及び浪岡畜園の火葬炉保守及び耐火物修繕工事の施行者は市が入札を行い決定します。なお、直近3か年は株式会社火研となっています。
6	実施方針	6	第2	9			事業の対象となる業務範囲 維持管理業務及び運営業務における本事業期間終了前の引継業務について	本事業期間終了前の引継業務について、浪岡畜園も業務範囲に含まれています。また、本実施方針・別紙2には要求水準リスクが事業者側となっております。しかし、本実施方針では、建築物および建築設備の保守について小破修繕のみを対象とされており、本事業期間終了時に供用開始以後50年以上経過することとなる浪岡畜園は火葬炉設備をはじめ、建築物、建築設備等の大規模修繕を行わない限り、施設の機能維持が困難と思われます。そこで、浪岡畜園の維持管理に関する要求水準、提案者に求める点をもう少し詳細にお示しいただけないでしょうか。	浪岡畜園における引継ぎ業務を求める業務範囲は、①建物保守管理業務及び②建築設備保守管理業務（①②については小破修繕）、⑧備品等管理業務に係る部分の引継ぎとします。要求水準書にて、新畜場と浪岡畜園の対象業務について詳細となるよう記載を修正いたします。
7	実施方針	6	第2	9			事業の対象となる業務範囲	最終行：小破修繕の定義（金額等の判断基準）をご教示ください。	小破修繕については、火葬炉を除く建築物、建築設備、備品全般のことを指します。事業者で対応する修繕金額の上限については、入札公告時に、要求水準書にて示します。
8	実施方針	6	第2	9			事業対象となる業務範囲	表下※1の小破修繕とは、どの程度を想定しているのでしょうか、金額的等の判断基準をご教示ください。	NO.07を参照ください。
9	実施方針	6	第2	9	3)	①		現畜場の解体業務におきまして、机・椅子・その他備品等においては、建設廃棄物ではありませんので、解体工事対象外と考えて宜しいでしょうか。	解体業務に備品等の処分も含むものとし、備品の再利用の有無は市が決定します。要求水準書の解体業務の記載について修正します。
10	実施方針	6	第2	9	5)	①	維持管理業務	浪岡畜園は築30年以上経過しており、今後も20年運営する施設となります。従いまして建築物、建築設備において大規模修繕が必要な場合は協議の上、対応するものと考えて宜しいでしょうか。	浪岡畜園については、必要に応じて市が修繕(事業者で実施する小破修繕を除く)を行います。
11	実施方針	6	第2	9	5)	③	表	火葬炉保守管理業務：現畜場及び浪岡畜園では、業務範囲外(丸印なし)となっておりますが、現畜場は新畜場の運用開始まで、また、浪岡畜園は本事業の全期間について、保守点検業務の担当企業をご教示ください。	現畜場及び浪岡畜園の火葬炉保守及び耐火物修繕工事の施行者は市が入札を行い決定します。なお、直近3か年は株式会社火研となっています。
12	実施方針	7	第2	10	1)		事業者の収入	「施設整備費を建設事業者を支払う。」とありますが、支払い時期について、ご教示願います	詳細は、入札公告時に入札説明書にて示します。
13	実施方針	7	第2	10	1)		事業者の収入	「施設整備費を建設事業者を支払う。」とありますが、支払い時期は基本設計、実施設計、解体設計、新築工事、解体工事、新築工事監理、解体工事監理の各業務について年度毎及び完了時に支払われると考えてよろしいでしょうか。	NO.12を参照ください。
14	実施方針	7	第2	10	2)		事業者の収入	「維持管理・運営委託費・・・SPCに支払う。」とありますが、支払い時期は4半期毎と考えてよろしいでしょうか。	詳細は、入札公告時に入札説明書にて示します。
15	実施方針	10	第3	12			事業スケジュール	現畜場の解体は令和9年3月までとありますが、解体工事着手は事業者の提案と考えて宜しいでしょうか。	令和9年3月までに完了することを前提に、着手時期は、事業者の提案とします。

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			タイトル	質問・意見	回答	
16	実施方針	11	第3	2	1)			事業者の募集・選定スケジュール	「㉒入札書及び提案書類の受付」の後に、プレゼンテーション・ヒアリングはございますでしょうか。	令和5年8月下旬にヒアリングを行う予定です。	
17	実施方針	11	第3	2	1)	表		募集及び選定の手順	「㉑入札説明書等に関する質問（第2回）に対する回答・公表」と「㉒入札書及び提案書類の受付」までの間隔を最低1か月確保いただきたく考えます。	ご意見を踏まえ、日程については配慮します。具体的な日程については、入札公告時に、入札説明書にて示します。	
18	実施方針	11, 17	第3	2, 5	1), 3)			募集及び選定の手順・落札後の手続き	事業契約の締結：11頁の記述と17頁の記述を整合すると下記のとおりではないでしょうか。 a: 運営業務仮契約→維持管理・運営業務仮契約 b: 基本仮契約は令和5年10月→基本協定は令和5年9月	a. 運営業務委託契約の中には、運営業務及び維持管理業務に関する規定を含みます。 b. 現記載の通りです。	
19	実施方針	13	第3	3	1)	③	④	⑤	構成企業はSPCに出資をしない協力企業も含まれますでしょうか。	資料中は、広義の意味での構成企業として取り扱っており、出資の有無に関わらず、応募者を構成する企業のことを指します。一般的な協力企業も含まれます。出資の要件については、実施方針P18㉒に記載する要件をご参照ください。	
20	実施方針	13	第3	3	1)	③④	⑤		「構成企業」とありますが、構成企業の定義をご教示願います。	資料中は、広義の意味での構成企業として取り扱っており、出資の有無に関わらず、応募者を構成する企業のことを指します。	
21	実施方針	13	第3	3	1)	③④	⑤		「構成企業」とありますが、構成企業の定義をご教示ください。	NO. 20を参照ください。	
22	実施方針	14	第3	3	2)	③	(ウ)		設計企業の要件	「PFI事業で構成企業として参加しSPCから設計業務を受託し、完了している場合は元請け実績として認める」とありますが、設計企業は出資しない場合が多くあります。出資せずに協力企業としてSPCから設計業務を受託した場合も実績として認めていただけないでしょうか。	評価実績については、SPCから設計業務を受託し、協力企業として実施した場合も実績として認めます。下記のとおり、記載を修正いたします。「また、PFI事業で選定事業者（SPC等）から設計業務を受託し完了している場合は元請実績として認めるものとする。」
23	実施方針	14	第3	3	2)	③	ア		設計企業の要件	(7) から (x) まで満たす企業はおよそ何社と想定していますか	(7)～(x)を満たす企業が限られることから、複数企業で参加する場合の要件を、下記のとおり修正いたしました。「複数で参加する場合は、少なくとも1者は(7)及び(1)を満たすこととし、その他の企業は、(1)及び(7)若しくは、(1)及び(x)を満たすこととする。」
24	実施方針	14	第3	3	2)	③	ア	イ	設計企業、建設企業の要件	受任機関の定義をご教示願います	受任機関とは、契約行為の権限を本社などから受任されている機関（支店、営業所、事務所）のことをいいます。
25	実施方針	14	第3	3	2)	③	ア		設計企業の要件	受任機関の定義を教えてくださいませんか。	NO. 24を参照ください。
26	実施方針	14	第3	3	2)	③	ア		設計企業の要件	青森市に本社又は受任機関があり、畜場の設計実績がある設計企業は少ないと考えます。畜場の実績を評価するのであれば(1)、(7)、(x)を要件にしていただけでしょうか。地元企業が参加しやすい要件とするため、地元企業の参加要件は(7)、(1)にしていただけではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、設計企業の要件について下記のとおり修正いたしました。「設計企業は、次の要件（※(7)～(x)）を満たしていることとする。ただし、複数で参加する場合は、少なくとも1者は(7)及び(1)を満たすこととし、その他の企業は、(1)及び(7)若しくは、(1)及び(x)を満たすこととする。」
27	実施方針	14	第3	3	2)	③	ア		設計企業の要件	現状の条件だと、地元設計企業及び畜場実績を豊富に持つ企業が参加しにくい条件だと思われます。次の通りに参加条件を変更した場合、地元設計企業及び畜場実績を豊富に持つ企業両社が参加しやすくなり、より優れた提案を得られるのではないのでしょうか。「複数で参加する場合は、少なくとも1者は(7)及び(1)を満たすこととし、少なくとも1者は(7)または(x)を満たすこととする。」	ご意見を踏まえ、設計企業の要件について下記のとおり修正いたしました。「設計企業は、次の要件（※(7)～(x)）を満たしていることとする。ただし、複数で参加する場合は、少なくとも1者は(7)及び(1)を満たすこととし、その他の企業は、(1)及び(7)若しくは、(1)及び(x)を満たすこととする。」
28	実施方針	14	第3	3	2)	③	ア	(x)	設計企業の要件	今回の新畜場想定規模に見合ったより優れた提案を得るため、想定人体火葬炉数が8基であることから、(x)の実績についても5基以上程度の要件を求めるべきではないでしょうか。(想定規模の7割程度の実績を求められるのが一般的であるため)	火葬炉数の基数に関する実績要件は設けません。
29	実施方針	14	第3	3	2)	③	ア		設計企業の要件	設計企業の要件について、複数で参加した場合においても「青森市に本社（店）又は受任機関を登録していること」とあります。本事業は公共施設であると共に、市民の皆様にとって人生終焉の場、見送りの場となる大切な施設となります。設計にあたって、様々な配慮が必要となり、畜場設計の経験やノウハウは非常に大きな要素となると考えております。しかし、本要件のために多くの実績を持つほとんどの設計事務所が参画できない状況となっております。自由なコンソーシアム組成のため、複数で参加する場合はいずれか1社が本要件を満たせば参加可能としていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、設計企業の要件について下記のとおり修正いたしました。「設計企業は、次の要件（※(7)～(x)）を満たしていることとする。ただし、複数で参加する場合は、少なくとも1者は(7)及び(1)を満たすこととし、その他の企業は、(1)及び(7)若しくは、(1)及び(x)を満たすこととする。」

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			タイトル	質問・意見	回答	
30	実施方針	14	第3	3	2)	③	ア	(x)	設計企業の要件	設計業務の実績を平成24年4月以降を平成10年4月以降に広げて頂きたい。斎場は特別な用途の建築であり、新設工事が極めて少なく、平成24年4月以降であれば、青森県内の場合2物件のみとなり、青森市内本社の事務所は1物件と思われる。そのような実績の要件であれば競争原理が働くグループ数を作れないと思われベストな作品が出てこない可能性が多分にあります。	設計業務の実績の年数の条件については実施方針P14に示すとおりとします。ただし、複数企業での参加がしやすいよう設計企業の要件について下記のとおり修正いたしました。 「設計企業は、次の要件（※(7)～(x)）を満たしていることとする。ただし、複数で参加する場合は、少なくとも1者は(7)及び(4)を満たすこととし、その他の企業は、(4)及び(7)若しくは、(4)及び(x)を満たすこととする。」
31	実施方針	14	第3	3	2)	③	ア		設計企業の要件	要件として、青森市に本社（店）又は受任機関を登録していることとありますが、その他の要件も満たす企業に絞ると該当者がかなり制限されると思慮します。競争環境の公平性を確保するためにも、地元企業の参画については評価ポイントとし、参加資格要件として制限することは見直していただけますよう検討願います。	ご意見を踏まえ、設計企業の要件について下記のとおり修正いたしました。 「設計企業は、次の要件（※(7)～(x)）を満たしていることとする。ただし、複数で参加する場合は、少なくとも1者は(7)及び(4)を満たすこととし、その他の企業は、(4)及び(7)若しくは、(4)及び(x)を満たすこととする。」
32	実施方針	14	第3	3	2)	③	ア	(7)	設計企業の要件	「受任機関」とありますが、受任機関と認められる条件をご教示ください。	NO.24を参照ください。
33	実施方針	14	第3	3	2)	③	ア		設計企業の要件	「複数で参加する場合は、少なくとも1者は(7)～(x)までを満たすこととし、全ての企業は、(7)～(9)までを若しくは、(7)及び(x)を満たすこととする。」とありますが、「少なくとも1者は(7)及び(4)を満たすこととし、その他の企業は(4)及び(7)若しくは(4)及び(x)を満たすこととする」に変更いただきたく考えます。	設計企業の要件について下記のとおり修正いたしました。 「設計企業は、次の要件（※(7)～(x)）を満たしていることとする。ただし、複数で参加する場合は、少なくとも1者は(7)及び(4)を満たすこととし、その他の企業は、(4)及び(7)若しくは、(4)及び(x)を満たすこととする。」
34	実施方針	14	第3	3	2)	③	ア		設計企業の要件	記載の参加要件で、斎場に対しての規模の実績要件がありませんが、本事業の新斎場は、8基であるため、実績要件を付けた方がより良い提案につながると思います。	設計企業の要件について下記のとおり修正いたしました。 「設計企業は、次の要件（※(7)～(x)）を満たしていることとする。ただし、複数で参加する場合は、少なくとも1者は(7)及び(4)を満たすこととし、その他の企業は、(4)及び(7)若しくは、(4)及び(x)を満たすこととする。」 各要件については実施方針P14に示すとおりとします。
35	実施方針	14	第3	3	2)	③	ア～オ		入札参加資格要件	各企業の要件：「青森市に本社(店)又は受任機関を登録していること」の記述についての解釈として、下記の通りで良いかご教示ください。 a:受任機関とは契約行為等を本社などから受任されている機関(支店、営業所等)のことをいう。 b:登録とは青森市業種別工事業者名簿に登録されていることをいう。 c:よって、例えば仙台市に受任機関としての支店を設けている企業が、青森市に名簿登録していれば上記要件に合致している。	ご理解のとおり、受任機関とは、契約行為の権限を本社などから受任されている機関(支店、営業所、事務所)のことをいいます。b,cは合致しません。本定義の受任機関を青森市内に設置している場合に要件を満たします。
36	実施方針	14	第3	3	2)	③	イ	a)	建設企業の要件	青森市に受任機関を登録している大手事業者はおよそ何社と想定していますか	受任機関を登録する企業が限られることから、(7)の要件について、下記のとおり修正いたしました。 「青森市に本社(店)又は営業所等を置いていること。」
37	実施方針	14	第3	3	2)	③	イ	a)	建設企業の要件	(7)「受任機関」とありますが、受任機関と認められる条件をご教示願います。	受任機関とは、契約行為の権限を本社などから受任されている機関(支店、営業所等)のことをいいます。
38	実施方針	14	第3	3	2)	③	イ	a)	建設企業の要件 特定建設工事共同企業体代表者について	建設JVの代表者について、(7)「青森市に本社（店）または受任機関を登録していること。」との記載ですが、この(7)の要件があることで、ほぼ市内業者のみが参加要件を有すると認識しております。 本事業では維持管理運営期間の19年6か月を含む長期事業となり、建設業者も運営時のSPCに出資義務がある事業です。長期にわたるリスク管理、PFI事業の経験・ノウハウ、長期にわたる財務の安定性等を有する大手建設企業の参画も提案として重要な要素だと考えますが、この要件により参加意欲が大きく削がれ、自由なコンソーシアムの構築ができないことを危惧しております。 そこで、特定JVの代表企業に対しては青森市内の受任機関登録義務を除いていただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、(7)の要件について、受任機関の登録は必須とせず、下記のとおり修正いたしました。 「青森市に本社(店)又は営業所等を置いていること。」
39	実施方針	14	第3	3	2)	③	イ	a)	施設の建築を行う企業	実施方針3頁4、事業の目的に、事業実施に際しては、地元事業者と大手事業者の連携が期待するものであると記載がございます。これを鑑み建設JVの代表者の(7)青森市に本社（店）又は受任機関を登録していること。を入札参加資格要件から除いて頂けないでしょうか。 ※大手事業者で受任機関を登録している企業は、限定されています。	ご意見を踏まえ、(7)の要件について、受任機関の登録は必須とせず、下記のとおり修正いたしました。 「青森市に本社(店)又は営業所等を置いていること。」
40	実施方針	14	第3	3	2)	③	イ	a)	建設企業の要件	要件として、青森市に本社（店）又は受任機関を登録していることとありますが、その他の要件も満たす企業に絞ると該当者がかなり制限されると思慮します。競争環境の公平性を確保するためにも、地元企業の参画については評価ポイントとし、参加資格要件として制限することは見直していただけますよう検討願います。	ご意見を踏まえ、(7)の要件について、受任機関の登録は必須とせず、下記のとおり修正いたしました。 「青森市に本社(店)又は営業所等を置いていること。」

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目				タイトル	質問・意見	回答
41	実施方針	14	第3	3	2)	③	イ	a)	建設企業の要件	(ウ)「受任機関」とありますが、受任機関と認められる条件をご教示ください。	受任機関を登録する企業が限られることから、施設の建築を行う企業（特定建設工事共同企業体代表者）(ウ)の要件について、下記のとおり修正いたしました。 「青森市に本社(店)又は営業所等を置いていること。」
42	実施方針	15	第3	3	2)	③	イ	a)	建設企業の要件	施設の建築を行う企業（特定建設工事共同企業体代表者）の要件(ウ)の解釈として、青森市内に支店又は営業所を有し、受任者は、市外住所の機関であっても登録していれば良いとの解釈でいかがお教示ください。	施設の建築を行う企業（特定建設工事共同企業体代表者）(ウ)の要件について、下記のとおり修正いたしました。青森市内に支店、営業所、事務所を置いていることが条件となります。 「青森市に本社(店)又は営業所等を置いていること。」
43	実施方針	15	第3	3	2)	③	オ		運営企業の要件	「(イ)青森市に本社(店)又は受任機関を登録していること。」の記載から地元企業の参加を目的とした要件と理解しますが、畜場運営では、経験とノウハウが最もサービス向上に繋がると考えています。例えば実績を有する市外企業と地元企業が一緒になって業務を行う場合には、上記要件では応募できない状況とも考えられます。是非要件について再考いただけますようお願い致します。	ご意見を踏まえ、複数で参加する場合の条件として下記を追加しました。 「ただし、複数で参加する場合は、少なくとも1者は(イ)を満たすこととする。」
44	実施方針	15	第3	3	2)	③	オ		運営企業の要件	運営企業の要件として「(イ)青森市に本社(店)又は受任機関を登録していること。」と記載がありますが、畜場運営では、安定したサービスの提供が最も重要と考えています。上記の資格要件ですと実績ある優良企業が参加できない状況にもなります。先行事例のような「〇年度に市が発注する委託業務の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。」など参加要件の緩和をご検討いただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、複数で参加する場合の条件として下記を追加しました。 「ただし、複数で参加する場合は、少なくとも1者は(イ)を満たすこととする。」
45	実施方針	15	第3	3	2)	③	オ		運営企業の要件	青森市に本社(店)又は受任機関を登録している、との記載がございます。受任機関の設置にあたり必要な庶務事項などございましたら、ご教示願います。	受任機関とは、契約行為の権限を本社などから受任されている機関（支店、営業所、事務所）のことをいいます。設置がない場合、青森市内に、受任機関の要件を満たす機関の設置手続きを行う必要があります。手続きにあたり、運営企業に係る参加資格の登録などの制限は特段ございません。
46	実施方針	15	第3	3	2)	③	オ		運営企業の要件	要件として、青森市に本社(店)又は受任機関を登録していることとありますが、競争環境の公平性を確保するためにも、地元企業の参画については評価ポイントとし、参加資格要件として制限することは見直していただけますようお願いいたします。	ご意見を踏まえ、複数で参加する場合の条件として下記を追加しました。 「ただし、複数で参加する場合は、少なくとも1者は(イ)を満たすこととする。」
47	実施方針	15	第3	3	2)	③	オ	(イ)	運営企業の要件	(ウ)「受任機関」とありますが、受任機関と認められる条件をご教示ください。	受任機関とは、契約行為の権限を本社などから受任されている機関（支店、営業所、事務所）のことをいいます。
48	実施方針	15	第3	3	2)	③	オ	(イ)	運営企業の要件	運営企業の要件につきましては、受任機関の登録を求めず、実績のある火葬炉運転企業の参画が可能な要件としていただきたく考えます。	ご意見を踏まえ、複数で参加する場合の条件として下記を追加しました。 「ただし、複数で参加する場合は、少なくとも1者は(イ)を満たすこととする。」
49	実施方針	15	第3	3	2)	③	カ		維持管理企業の要件	維持管理企業の要件で青森市に本社(店)を登録しているとの記載がございます。青森市に入札参加資格者名簿の市内業者として登録されている業者となると思われませんが、本事業の要件を満たす登録業者を公開していただけないでしょうか。	市ホームページの登録業者名簿及び指定管理者制度のページ等で確認してください。 ○参考 青森市ホームページ（登録業者名簿） <a href="https://www.city.aomori.aomori.jp/keiyaku/shisei_jouhou/nyuusatsu-keiyaku/meibo.html">https://www.city.aomori.aomori.jp/keiyaku/shisei_jouhou/nyuusatsu-keiyaku/meibo.html</a> ○参考 青森市ホームページ（指定管理者制度について） <a href="https://www.city.aomori.aomori.jp/zaisei/shisei_jouhou/matidukuri/gyous_eiunei/shiteikanrися-seido/01.html">https://www.city.aomori.aomori.jp/zaisei/shisei_jouhou/matidukuri/gyous_eiunei/shiteikanrися-seido/01.html</a>
50	実施方針	15	第3	3	2)	③	カ		維持管理企業の要件	要件として、青森市に本社(店)を登録していることとありますが、競争環境の公平性を確保するためにも、地元企業の参画については評価ポイントとし、参加資格要件として制限することは見直していただけますようお願いいたします。	維持管理企業の要件については実施方針P15に示すとおりとします。
51	実施方針	20	第5	1	注1				敷地条件	「面積などを変更する・・・」とありますが、面積以外に変更が必要となる事項をご教示ください。	火葬能力（体/日）等を想定しています。
52	実施方針	20	第5	1	注1				敷地条件	「・・・都市計画変更が必要となる。」とありますが、変更手続きは貴市が行うと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	実施方針	20	第5	1	注1				敷地条件	「・・・都市計画変更が必要となる。」とありますが、変更手続きが行われる時期はいつ頃でしょうか。	実施設計終了後から着工前までの期間を想定しています。

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目		タイトル	質問・意見	回答
54	実施方針	21	第5	2			規模及び機能	表5-4にある、延べ床面積に関して、2,500㎡程度とあるが、延べ床面積の上下限を設定しているかご教示願います。	入札公告時に、入札説明書にて「2,500㎡以上」とします。
55	実施方針	26	別紙1				スキーム図(案)	運営業務委託契約を結ぶSPCについて、出資義務企業を示していただいておりますが、出資比率に関する規定は、ございますでしょうか。特に施設整備グループの建設企業、火葬炉企業に対する出資比率のルールがございましたら、ご教示願います。	出資要件については、実施方針P18に示すとおりです。代表企業については、SPCに出資する全ての構成企業の中で最大出資比率となるようにしてください。
56	実施方針	26	別紙1				事業スキーム図(案)	スキーム図及び契約形態：「基本契約」は「仮契約」と表現するべきではないでしょうか。	現記載の通りです。
57	実施方針	27	別紙2				官民のリスク分担(案)	物価変動リスクの設計・建設期間中の物価変動について、※3一定割合の物価変動は、事業者が負担する。とございますが、一定割合を数値でお示し願えますでしょうか。	入札公告時に、入札説明書にて示します。
58	実施方針	27	別紙2				設計・建設期間中の物価変動リスク	昨今、価格高騰が急激に進んでいる社会情勢を鑑み、指標を基にした改定の基準日を「債務負担行為議決日」に設定することについてご検討ください。	入札公告時に、入札説明書にて示します。
59	実施方針	27	別紙2				維持管理・運営期間中の物価変動リスク	昨今、価格高騰が急激に進んでいる社会情勢を鑑み、指標を基にした改定の基準日を「債務負担行為議決日」に設定することについてご検討ください。	NO.58を参照ください。
60	実施方針	27	別紙2				物価変動リスク	設計・建設期間中の物価変動及び維持管理・運営期間中の物価変動において、一定割合の物価変動は事業者が負担するとありますが、その一定割合についてご教示ください。	入札公告時に、入札説明書にて示します。
61	実施方針	27	別紙2			【共通】	官民リスクの分担(案)「不可抗力リスク」	不可抗力リスクについて※2で示される「事業者は一定の割合若しくは一定の額を負担する。」において割合及び額についての基準をご教示ください。	詳細は、入札公告時に各契約書(案)にて示します。
62	実施方針	27	別紙2			【共通】	官民リスクの分担(案)「物価変動リスク」	物価変動リスクについて※3で示される「一定の割合の物価変動は事業者が負担する。」とありますが、物価変動を確認する指標をご教示ください。また、一定の割合とはどの程度でしょうか。	NO.60を参照ください。
63	実施方針	27	別紙2			【共通】	官民リスクの分担(案)「物価変動リスク」	物価変動リスクにおいて、「一定割合の物価変動は事業者が負担する」とありますが、明確な基準を明示願います。	NO.60を参照ください。
64	実施方針	27	別紙2			【共通】	官民リスクの分担(案)「不可抗力リスク」	不可抗力リスクにおいて、「予見可能な範囲を超えるもの」であるにもかかわらず、「一定の額を事業者負担」とありますが、予見出来ない事案については事業者負担を無として頂けませんでしょうか。	詳細は、入札公告時に各契約書(案)にて示します。
65	実施方針	27~29	別紙2				リスク分担(案)：解体関連	【共通】環境問題リスク、【新斎場】測量・調査リスク、及び【現斎場】解体費用増大リスクに関連して a:解体に係る設計及び工事費用の積算に資するため、事前調査報告書(特にアスベスト等の有害物質)や既設建物図面等の開示をお願いします。 b:事業着手後に事前に把握することができないために発生した費用(リスク)の負担については、青森市と協議できると考えてよいでしょうか。	a.アスベスト調査は実施しておりませんが、ないものと認識しております。既存建物図面については、入札公告時に示します。 b.測量・調査リスクにおいて、事前に青森市が実施した測量・調査からは合理的に予測又は想定できないリスクが発生した場合には、協議によって対応を決定いたします。
66	実施方針	28	別紙2	新斎場			地中埋設物リスク	土壌汚染に関する記載がありませんが、計画地において土壌汚染は無いという理解で宜しいでしょうか。	計画地においては、土壌汚染はないとの認識です。
67	実施方針	28	別紙2	【新斎場】	建設		官民リスクの分担(案)「用地リスク」	建設段階の用地リスクで、建設に要する用地に、仮設事務所、工事用仮設駐車場、及び冬季間の堆雪場所は含まれるかご教示願います。	ここでの建設に要する用地とは、「資料1 区域整備図(青森市斎場)」で定める区域内のことを指します。
68	実施方針	28	別紙2	【新斎場】	維持管理		官民リスクの分担(案)「維持管理費増大リスク」	維持管理費増大リスクにおいて※1により火葬炉燃料(電気・灯油)以外は事業者負担となりますが、物価変動についてはP27【共通】に示される物価変動リスクの項目が適用されると理解してよろしいでしょうか。	詳細は、入札公告時に入札説明書にて示します。
69	実施方針	28 29 30	別紙2				維持管理費増大リスク(新斎場、現斎場、浪岡斎園とも)	燃料費・光熱水費について、火葬炉「燃料」に係る費用(電気と灯油)以外は事業者が負担との記載がございます。火葬炉燃料に係る電気とは、どこまでの電気を想定されているのでしょうか。(送油に係る電気料金、もしくは火葬炉運転に係る全ての電気料金)また、その場合、子メーターを設置した上での対応となるでしょうか。(現斎場、浪岡斎園も含め)	火葬炉運転に係る全ての電気料金とします。事業者において子メーターを設置することを要求水準書に追記いたします。
70	実施方針	29	別紙2				補修費用【現斎場】	既存施設についても事業者がリスク負担者とされていますが、既存施設については修繕範囲や修繕金額等による市と事業者のリスク分担の考え方についてご教授ください。	入札公告時に、入札説明書及び要求水準書にて示します。

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目		タイトル	質問・意見	回答	
71	実施方針	29	別紙2	【現畜場】	維持管理		官民リスクの分担(案)「維持管理費増大リスク」	維持管理費増大リスクにおいて※1により火葬炉燃料(電気・灯油)以外は事業者負担となりますが、物価変動についてはP27【共通】に示される物価変動リスクの項目が適用されると理解してよろしいでしょうか。	詳細は、入札公告時に入札説明書にて示します。	
72	実施方針	30	別紙2				補修費用【浪岡畜場】	既存施設についても事業者がリスク負担者とされていますが、既存施設については修繕範囲や修繕金額等による市と事業者のリスク分担の考え方についてご教授ください。	入札公告時に、入札説明書及び要求水準書にて示します。	
73	実施方針	30					官民リスクの分担(案)「維持管理費増大リスク」	「大規模修繕【本事業に含まないことを想定】」とありますが、いつ決定されますでしょうか。	入札公告時に、正式に確定した情報として示します。	
74	実施方針	30	別紙2	【浪岡畜場】	維持管理		官民リスクの分担(案)「維持管理費増大リスク」	維持管理費増大リスクにおいて※1により火葬炉燃料(電気・灯油)以外は事業者負担となりますが、物価変動についてはP27【共通】に示される物価変動リスクの項目が適用されると理解してよろしいでしょうか。	詳細は、入札公告時に入札説明書にて示します。	
75	要求水準書(案)	3	第1	3			業務仕様等	本事業の業務範囲となっている現畜場、浪岡畜場について、現在実施されている業務の仕様、点検結果や修繕履歴等の細目について開示頂けますようよろしくお願い致します。	入札公告時に示します。	
76	要求水準書(案)	3	第1	3	2)		事業内容	小破修繕の範囲についてご教授ください。	NO.07を参照ください。	
77	要求水準書(案)	3	第1	3	2)		事業内容	6) 運営業務のうち運営企業が行う業務と火葬炉運転企業が行う業務を区分け明示ください。	「火葬炉運転業務」及びそれに付随する業務については、入札参加資格要件を満たした火葬炉運転企業が業務を行ってください。それ以外については、明確な区分はなく、本業務を実施するために法令上求められる資格等を備えた上で、実施してください。	
78	要求水準書(案)	7	第1	4	2)		設計基準、仕様書等	防災調整池設置指導要綱とありますが、青森県又は青森市のホームページにはそのような要綱は見当たりません。今回計画には調整池の要求はないため、対象外ではないでしょうか。	対象外となるため、要求水準書から削除します。	
79	要求水準書(案)	8	第1	5	3)	ア	燃料費・光熱水費の負担について	光熱水費が事業者負担とありますが、大幅な高騰が進んでいます。債務負担行為設定時の設定、事業者による試算のいずれも想定が困難であると思慮しますので、実費精算等について検討ください。	入札公告時に、入札説明書にて示します。	
80	要求水準書(案)	9	第1	5	3)	イ	その他(燃料費・光熱水費の負担について)	6行目：青森市が設置する予定の自動販売機について、事業者の提案として代わりに設置することはできないでしょうか。	要求水準書(案)P9のとおり自動販売機は青森市が入札し設置します。	
81	要求水準書(案)	9	第1	5	3)	イ	その他(燃料費・光熱水費の負担について)	6行目：青森市が設置する予定の自動販売機以外に、事業者提案として利用者の利便性の向上及び収益の確保のため、青森市の商品と競合しない物品の自動販売機を設置することはできないでしょうか。	NO.80を参照ください。	
82	要求水準書(案)	9	第1	5	3)	イ	その他(燃料費・光熱水費の負担について)	6行目：青森市が自動販売機を設置した場合、その電気料金は青森市の負担と考えてよいでしょうか。	青森市が入札で決定した、自販機設置業者が負担します。	
83	要求水準書(案)	9	第1	5	3)	ウ	燃料費・水光熱費の負担について	「事業者が提案時に想定する使用量を上回ることをないよう取り組むこと」とありますが、上回った場合のペナルティ等はあるのでしょうか。	やむを得ない事情を除き、当初計画を上回る状態が続いた場合に、モニタリング等で、是正要求・勧告等の措置をとります。	
84	要求水準書(案)	9	第1	5	3)	イ	売店、軽食コーナー、自動販売機の扱いについて	「事業者提案の売店、軽食コーナーにより…」とありますが、売店や軽食コーナーの設置は事業者の提案による任意設置という理解で宜しいでしょうか。また設置する場合は評価の有無をお示し下さい。さらに自動販売機についても上記と同様に任意設置という理解で宜しいでしょうか。また設置する場合は評価の有無をお示し下さい。	ご理解のとおり売店・軽食コーナーの設置は任意とし、売店、軽食コーナーの内容によっては「適切に利用者にサービスを提供する提案となっているか。」の評価視点に含まれます。なお、自動販売機は市が入札を行い設置します。	
85	要求水準書(案)	9	第1	5	3)	イ	自動販売機	…なお、自動販売機は青森市が入札を行い設置する。とありますが、自動販売機の電気使用料は貴市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	自動販売機設置業者の負担とし、SPCから市が入札で決定した自動販売機設置業者に請求する方法とします。	
86	要求水準書(案)	9	第1	5	4)		大規模災害発生時の対応について	大規模災害発生時において、他市町村の火葬場との連携、広域火葬について記載がございますが、貴市において現時点で広域災害協定などを締結していらっしゃるでしょうか。本資料のみでは想定規模に制限がなく、提案が困難と思われるます。	大規模災害発生時の事業者の対応について、入札公告時に、要求水準書の中で明確にいたします。	
87	要求水準書(案)	9	第1	5	4)	①	ア	その他(燃料等備蓄、災害時の対応)	18行目：事業継続計画書の作成時期は現畜場の維持管理・運営の開始時期ではなく、新畜場の供用開始時期という理解でよいでしょうか。	現畜場及び浪岡畜場の維持管理・運営開始前に提出することとします。また、新畜場の供用開始前に事業継続計画書を更新して提出することとします。

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			タイトル	質問・意見	回答
88	要求水準書（案）	9	第1	5	4)	①	イ	資機材の準備等	「最低限の諸室に電力供給を行う非常用発電設備及びその燃料」とありますが、最低限の諸室とは何処を指すのでしょうか。	火葬を実施するにあたり、火葬炉の運転や運転管理、その他災害時対応の運営上で最低限必要となる諸室、設備等のことを指します。災害時対応の詳細な規定については、入札公告時に、要求水準書にて示します。
89	要求水準書（案）	9	第1	5	4)	①	イ	資機材の準備等	火葬炉燃料について「…に通常の火葬件数で3日間運転できる燃料を確保…」とありますが、通常の火葬件数は「青森市畜場建替基本計画」にある日平均取扱件数の最大値:12件/日の3日分という理解で宜しいでしょうか。	通常14件/日を想定し、これ以外は事業者の提案によります。
90	要求水準書（案）	9	第1	5	4)	①	イ	資機材の準備等	火葬炉燃料について『通常業務終了時に通常の火葬件数で3日間運転できる燃料を確保していること。』と記載がありますが、通常の火葬件数とは14件/日と17件/日のどちらを指しますか。	NO.89を参照ください。
91	要求水準書（案）	9	第1	5	4)	②		災害時の対応	87頁の9)②に火葬の実施について詳細が記載されており『災害時に業務実施時間を延長し、事前に作成した火葬タイムテーブルに則り火葬業務を実施すること』とありますが、対応可能な火葬件数としては通常火葬件数を3日間実施できる認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。通常火葬件数3日間以上の提案については提案に委ねます。
92	要求水準書（案）	11	第2	1	1)			施設要件	大型車2台とありますが、基本計画にあります通りマイクロバスと考えて宜しいでしょうか。	「大型車（大型バス）2台以上」を想定しております。
93	要求水準書（案）	11	第2	1	1)			新斎場の施設要件	火葬炉数において人体火葬炉8基（うち予備炉1基）と記載がありますが、この予備炉1基はローテーションするものとの認識で宜しいでしょうか。またその場合は、日毎、週毎、月毎といった条件等があればご教授願います。	要求水準としては条件を規定せず、提案内容に委ねます。
94	要求水準書（案）	11	第2	1	1)			新斎場の施設要件 駐車場	大型車 2台以上とありますが、大型車とは大型バス（定員29人以上）の想定で宜しいでしょうか。	NO.92を参照ください。
95	要求水準書（案）	11	第2	1	1)			新斎場の施設要件 延床面積	延床面積2500㎡程度、且つ要求水準を満たす範囲で事業者提案に委ねるとの記載がございますが、その許容範囲はどの程度とお考えでしょうか。	「2,500㎡以上」とします。
96	要求水準書（案）	11	第2	1	1)			新斎場の施設要件 火葬炉数	人体火葬炉8基の内、1基は予備炉とのことですが、予備炉は固定の1基ではなくローテーションとし、1基は常に空いている状態とする火葬タイムテーブルを構築するという考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	要求水準書（案）	11	第2	1	1)			予約システム	予約システム（浪岡菜園も対象とする。）とありますが、予約システムの稼働は、新斎場と同じ、令和8年10月からとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	要求水準書（案）	11	第2	1				新斎場の施設要件	新斎場の施設要件の延床面積2,500㎡程度（要求水準を満たす範囲で事業者提案に委ねるものとする。）とございますが、面積増減の許容範囲の限度をお示し願えますでしょうか。	NO.95を参照ください。
99	要求水準書（案）	11	第2	1	1)			施設要件	新斎場の施設要件の表で延べ床面積に関して、2,500㎡程度とありますが、延べ床面積の上下限を設定しているかご教示願います。	NO.95を参照ください。
100	要求水準書（案）	12	第2	1	2)	②		葬送の流れ 動物火葬	動物火葬は利用者が取骨することを基本とするとの記載がございます。近年、他自治体では取骨を希望しない、遺骨の引き取りを希望しないなどのニーズも広がっております。要求水準では1日に4～6件の動物火葬受入との記載もあり、全利用者が取骨を行う場合、時間の問題から要求水準を全うできない可能性が高いと考えております。そこで、取骨や遺骨引き取りを希望されない場合は、複数体をまとめて火葬し、遺骨を事業者側で処理する対応をしても構わないでしょうか。	全て個別火葬とします。 なお、合同火葬の旨の利用者から申し出があり、そのことを客観的に証明する記録がある場合に、合同火葬の運用を可能とします。
101	要求水準書（案）	13	第2	1	4)	②/ ③		測量/地質及び地盤	資料「青森市畜場用地測量業務報告書」及び「青森市畜場用地地質調査業務報告書」をご提供願います。	問い合わせに応じて、青森市よりデータにて資料提供します。入札公告時にも、改めて、全事業者が資料請求できるよう問い合わせ対応についてHPに公表する予定です。
102	要求水準書（案）	13	第2	1	4)	②		測量	資料「青森市畜場用地測量業務報告書」について、入手方法及び公表時期をご教示ください。	NO.101を参照ください。
103	要求水準書（案）	13	第2	1	4)	③		地質及び地盤	資料「青森市畜場用地地質調査業務報告書」について、入手方法及び公表時期をご教示ください。	NO.101を参照ください。

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目		タイトル	質問・意見	回答	
104	要求水準書（案）	13	第2	1	4), 5)		基本条件	資料「青森市斎場用地測量業務報告書」、資料「青森市斎場用地地質調査業務報告書」及び資料「周辺インフラ整備現況図」を入手したいのですが、入手方法をご教示ください。（できれば平面図などはデータでいただきたい）	NO.101を参照ください。	
105	要求水準書（案）	13	第2	1	5)		インフラ条件	「周辺インフラ整備現況図」をご提供願います。	NO.101を参照ください。	
106	要求水準書（案）	13	第2	1	5)		既存設備の資料について	給水（水道本管より引込） ・ 排水（浄化槽で処理後、敷地外排水路へ排水）等の設備計画及び解体工事積算の為、既存斎場の機械設備図面（屋外給排水及び消火設備・浄化槽設備含む）を開示お願い致します。	NO.101を参照ください。	
107	要求水準書（案）	13	第2	1	5)		インフラ条件	資料「周辺インフラ整備現況図」について入手方法及び公表時期をご教示ください。	NO.101を参照ください。	
108	要求水準書（案）	15	第2	3	2)	エ	外構計画	「造成地への建物及び調整池の位置」について検討すること、とありますが、敷地造成はないため、今回計画には調整池は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書の表現を修正いたします。	
109	要求水準書（案）	15	第2	3	2)	エ	外構計画 調整池	…造成地への建物及び調整池の位置や…とありますが、現状 調整池はあるのでしょうか。ご教示願います。	対象外であるため、「また、造成地への建物及び調整池の位置や、特に盛土部分の地盤沈下対策を十分検討すること。」の文言を削除いたします。	
110	要求水準書（案）	15	第2	3	2)	カ	排水路	「工事期間中は、周囲の草刈りを行うこと」との記載がありますが、敷地周辺（資料1赤線外部）を意味するのでしょうか。	敷地内の工事エリア周辺（資料1赤線内部）を意味します。	
111	要求水準書（案）	15	第2	3	2)	ク	外構計画	「事業用地内に緑地が設けられていること」とありますが、必要緑地面積割合はありますでしょうか。	面積基準はございません。青森市景観条例及び「青森市緑の基本計画（平成28年3月）」に定める景観の考え方や取組方針等に配慮し、計画してください。	
112	要求水準書（案）	15	第2	3	3)	オ	排水路	「分筆作業の支援等に伴う・・・」とありますが、分筆は必要でしょうか。	不要のため、文言を削除いたします。	
113	要求水準書（案）	16	第2	4	1)	②	施設の耐久年数	資料2「青森市斎場建替基本計画」P24 5.3(3)④に主要構造部材は鉄筋コンクリート造を基本とするとありますが、要求水準書（案）には構造について記載がありませんがどちらを正と考えれば宜しいでしょうか。	入札公告時に、要求水準書に構造に関する要求水準を反映いたします。	
114	要求水準書（案）	18	第2	5	3)	①	ア	告別室兼収骨室	告別室兼収骨室を4室以上設置するとの記載がございます。これはP11 1. 基本要件 1) 施設要件に記載の「告別室・収骨室・炉前ゾーン」の機能を持たせた部屋を4室以上設置するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	要求水準書（案）	18	第2	5	3)	①	告別室兼収骨室	…最大50人程度の会葬者等の利用にも対応できる構造とすること…とありますが、すべての告別室兼収骨室に求められる条件との理解でよろしいでしょうか。	最低限2室以上は最大50人対応可能とします。それ以外の告別室兼収骨室については、予約や受付での運用や、隣接の部屋の間仕切りの仕様を工夫して、臨時的に最大50人が利用できるなど、需要を踏まえて柔軟に運用できる提案であれば受け入れます。要求水準書にて追記いたします。	
116	要求水準書（案）	19	第2	5	3)	①	ケ	告別室兼収骨室	火葬時の焼香用の炉前台、焼香台、線香台との記載がございます。葬送の流れとして、入炉前に読経、焼香を行うとのことでしたが、入炉後にも焼香や線香あげ等を行う風習があるのでしょうか。	対象外となるため、要求水準書から削除します。
117	要求水準書（案）	19	第2	5	3)	②	ア	霊安室（保冷库）	保冷機能を有する部屋との記載がございますが、ご遺体2体以上を安置できる保冷库を備えればよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	要求水準書（案）	20	第2	5	4)	⑥	イ	僧侶・葬祭事業者等控室	動物火葬の控室にも利用できるように、との記載がございますが、兼用としない提案としてもよろしいでしょうか。	提案内容に委ねます。
119	要求水準書（案）	20	第2	5	4)	⑦	ア	トイレ	会葬者等及び斎場運営業務用の兼用とする、との記載ですが、兼用としない提案としてもよろしいでしょうか。	提案内容に委ねます。
120	要求水準書（案）	21	第2	5	5)	⑦	ア	納灰室	納灰室は残灰・飛灰処理室と兼用とする提案としてもよろしいでしょうか。	兼用としてかまいません。
121	要求水準書（案）	24	第2	6	1)	②	ア	設置基数等	人体炉の長さ×幅×高さ（mm）が、2,100×700×600程度と記載されていますが、これは最大柩寸法のことと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	要求水準書（案）	24	第2	6	1)	②	ア	設置基数等	人体炉の遺体重量等～120kg、柩重量25kg、副葬品5kgとあります。また、「火葬場の建設・維持管理マニュアル改訂版（日本環境斎苑協会）」（要求水準書（案）P7）では、燃焼計算の条件として、遺体75kg、柩15kg、副葬品10kgと記載されています。燃焼計算は、遺体75kg、柩15kg、副葬品10kgで行えばよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目				タイトル	質問・意見	回答
123	要求水準書(案)	30	第2	6	2)	②	ア		主燃焼炉	動物炉の主な仕様は、人体炉と同等とすること、とのことですが、火葬炉本体はもちろん、排ガス処理設備も含め同等とするという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	要求水準書(案)	34	第2	6	2)	⑤	ウ		触媒装置	触媒装置を用いることなくダイオキシン類の基準を順守できる場合は、設置しない提案としても宜しいでしょうか。	要求水準と同等以上の効果・基準順守を担保した上で提案に委ねます。
125	要求水準書(案)	34	第2	6	2)	⑤	ウ		触媒装置	触媒装置に代わる他の排ガス処理設備を提案してもよろしいでしょうか。また、設置数は排気系列数と考えてよろしいでしょうか。	要求水準と同等以上の効果・基準順守を担保した上で提案に委ねます。また、排気系列数については排気系列が2炉1系列の場合は、5基とする提案も受け付けます。
126	要求水準書(案)	34	第2	6	2)	⑥	ア		炉前化粧扉	『動物炉用1組』と記載がありますが、動物炉にも設置は必須でしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
127	要求水準書(案)	35	第2	6	2)	⑥	イ		附帯設備-前室	数量が9基となっていますが、動物炉用にも必須でしょうか。	要求水準書(案)のとおりとします。
128	要求水準書(案)	35	第2	6	2)	⑥	イ		前室	『数量9基』と記載がありますが、動物炉にも設置は必須でしょうか。	NO.127を参照ください。
129	要求水準書(案)	35	第2	6	2)	⑥	イ		前室	前室の数量が9基となっていますが、動物炉にも設置が必要でしょうか。	NO.127を参照ください。
130	要求水準書(案)	35	第2	6	2)	⑥	ウ c)		吸引	残骨灰用と集じん灰用の吸引口の設置場所と設置口数は、運営業務の効率化を考慮したうえで事業者提案としても宜しいでしょうか。	提案内容に委ねます。
131	要求水準書(案)	37	第2	6	2)	⑦	ア		計装制御一覧表	計装制御一覧表に記載の監視項目は、事業者提案により適宜追加・削除を行ってもよろしいでしょうか。	要求水準と同等以上の効果を担保した上で提案に委ねます。
132	要求水準書(案)	38	第2	6	2)	⑦	イ c)		火葬炉現場操作盤	システム上、排煙濃度計を用いない場合は、排煙濃度計の動作チェックは不要と考えて宜しいでしょうか。	要求水準と同等以上の効果・基準順守を担保した上で提案に委ねます。
133	要求水準書(案)	39	第2	6	2)	⑦	イ g)		モニター設備	…また、モニターはカラー表示ができるものとし、事務室及び火葬炉監視室に設置すること。とありますが、火葬炉監視室は制御室との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり監視室は制御室を指し、要求水準書の表現を修正いたします。
134	要求水準書(案)	39	第2	6	2)	⑦	イ g)		モニター設備 監視カメラ	場内監視カメラ(屋外および屋内)は要求水準書の内容を満たせば設置数量および設置場所については、事業者提案としても宜しいでしょうか。	要求水準と同等以上の効果を担保した上で提案に委ねます。
135	要求水準書(案)	39	第2	6	2)	⑦	イ g)		監視カメラ	監視カメラについて、可動式の指定がありますが、固定式のカメラの数量を増やして監視することで、可動式と同等以上の監視効果と経済的にも有効な提案が可能と考えます。カメラの仕様について可動式と限定しないことを再願います。	要求水準と同等以上の効果・基準順守を担保した上で提案に委ねます。
136	要求水準書(案)	40	第2	6	2)	⑧	ア		保守点検工具等	『納入工具リストを提出すること』と記載がありますが、提案時においても必要でしょうか。	納入工具リストは提案時には必要ありません。
137	要求水準書(案)	42	第2	7	1)	⑧			情報通信網設備	新斎場内に、必要なLAN設備を整備すること。とありますが、浪岡斎園も予約システムの導入が予定されています。浪岡斎園では、必要なLAN設備やインターネット回線は既に整備されているとの理解でよろしいでしょうか。	予約システムの導入にあたり、事業者にて整備いただく想定です。
138	要求水準書(案)	42	第2	7	2)	⑩			時計表示設備	事務室に親時計(同期方法は、事業者の提案に委ねるものとする)とありますが、親子時計ではなく、全ての時計を電波時計とする提案も可との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり電波時計とすることを可能とします。
139	要求水準書(案)	47	第3	1	3)	ア			総則(実施体制):設計業務	設計業務、建設業務、工事監理業務についての統括責任者はこの3業務の担当企業の中から選任すると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	要求水準書(案)	47	第3	1	3)	ア)			実施体制	統括責任者の配置について、P47設計業務、P53建設業務及びP68工事監理業務において、同様の記載がありますが、各業務からではなく、これら3つの業務担当企業の中から配置すると解釈が良いかご教示ください。	NO.139を参照ください。
141	要求水準書(案)	49	第3	2	2)	※			地質調査、測量報告書	地質調査報告書、測量報告書等を早めに公開していただけないでしょうか。	NO.101を参照ください。
142	要求水準書(案)	50	第3	4	1)				既存施設の解体設計	現斎場解体にあたり、意匠・構造図等は開示されるのでしょうか。	入札公告時に示します。
143	要求水準書(案)	50	第3	4	1)				既存施設の解体設計	アスベスト調査資料を開示願います。	アスベスト調査は実施しておりませんが、ないものと認識しております。
144	要求水準書(案)	50	第3	4	1)				既存施設の解体設計	現斎場の解体業務におきまして、机・椅子・その他備品等においては、建設廃棄物ではありませんので、解体工事対象外と考えて宜しいでしょうか。	解体業務に備品等の処分も含むものとし、備品の再利用の有無は市が決定します。要求水準書の解体業務の記載について修正します。

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目			タイトル	質問・意見	回答
145	要求水準書（案）	50	第3	4	2)			解体設計	既存解体構造物(既存畜場<建築・電気・機械・火葬炉施設>、外部インフラ、地下埋設物)の図面を早めに公開していただけないでしょうか。	問い合わせに応じて、青森市よりデータにて資料提供します。入札公告時にも、改めて、全事業者が資料請求できるよう問い合わせ対応についてHPに公表する予定です。
146	要求水準書（案）	50	第3	4				既存施設の解体設計	提案及び既存施設の解体設計に当たり、既存畜場の設計図書一式（敷地内の埋設配管等インフラルート及び埋設物の情報含む）のご提供をお願いします。	No.145を参照ください。
147	要求水準書（案）	53	第4	1	2)	ア		総則(実施体制)：建設業務	設計業務、建設業務、工事監理業務についての統括責任者はこの3業務の担当企業の中から選任すると考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	要求水準書（案）	53	第4	1	2)	ウ		実施体制	「建設業務監理技術者は一級建築士の資格を有すること」とありますが、建設業法に定める技術者の資格要件①一級国家資格者、②国土交通大臣認定者での資格での記載に修正して頂けませんでしょうか。	入札公告時に、要求水準書にて示します。
149	要求水準書（案）	54	第4	3	1)			建築工事業務(業務の対象)	11行目：接続道路とは、県道から現畜場の敷地入口までのアクセス道路のことを指していると考えますが、この接続道路に埋設してある上・下水道管は更新する想定でしょうか。	接続道路については、外構計画に含みます。上下水道管の更新については、事業者の提案によります。
150	要求水準書（案）	54	第4	3	1)			建築工事業務(業務の対象)	11行目：現在の畜場からの排水を接続している既設水路の位置をご教示ください。	「周辺インフラ整備現況図」について資料提供します。
151	要求水準書（案）	64	第5	1	1)	ア		施工業務及びその関連業務の実施	「事業契約書に定める期間内に本事業の解体工事を実施すること」とありますが、現在アスベスト調査は実施していますでしょうか。アスベストの有無により解体工事期間に大きく影響しますのでご教示下さい。	No.143を参照ください。
152	要求水準書（案）	64	第5	1	1)	ク		施工業務及びその関連業務の実施	「アスベスト対策を行うこと」とありますが、現畜場においてアスベスト調査を実施しているのであれば、資料の開示をお願いします。	No.143を参照ください。
153	要求水準書（案）	65	第5	1	3)	①	サ	解体工事	「青森市の災害対策に必要な支援・協力を実施すること。」とありますが、具体的にどのような支援・協力を想定されていますでしょうか。	工事期間中は火災や地震等の災害に対する事前対応を実施し、方が一に火災等により災害が発生した場合には、適切な事後対応を実施し、関係者の安全確保に努めていただくことが基本です。そのうえで、災害発生時に、青森市が決定した災害対策に応じて、必要な場合は、本事業の実施者の支援・協力を要請させていただきます。
154	要求水準書（案）	67	第5	3	1)			伐木・伐根業務	既存樹木等の伐採、伐根の提案にあたり、敷地内にある各既存樹木（高木・中木・低木）の配置と樹種、サイズをお示し下さい。	入札公告時に、入札説明書及び要求水準書にて示します。
155	要求水準書（案）	67	第5	3	1)	イ		「青森市畜場 伐木・伐根範囲」	資料3に示す、伐木範囲以外の木を伐採する計画の場合における取り扱いはどうに考えれば宜しいでしょうか。	事業者は資料3「青森市畜場 伐木・伐根範囲」にて定めた範囲以外において、伐木・伐根を行う場合、青森市と協議の上実施してください。
156	要求水準書（案）	68	第6	1	2)	ア		総則(実施体制)：工事監理業務	設計業務、建設業務、工事監理業務についての統括責任者はこの3業務の担当企業の中から選任すると考えてよいでしょうか。	No.139を参照ください。
157	要求水準書（案）	70	第7	1	3)	①	ウ	公害防止基準	公害防止基準について、現畜場および浪岡畜園については火葬炉設備の更新がなされないため、要求水準書（案）P26～28に記載されている基準には該当しないと考えるよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	要求水準書（案）	72	第7	1	6)			実施体制	第7-1-6) -①-ウに記載されている「統括責任者」第8-3-ウに記載されている「運営業務統括責任者」は「統括責任者」と同じとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書にて、表現を統一し、修正いたします。
159	要求水準書（案）	75	第7	1	9)			保険	…事業者は自らの負担により、第三者損害賠償保険及び火災保険に加入することとありますが、火災保険は建物所有者が加入するものと思われま。貴市のお考えをご教示願います。	維持管理・運営期間の火災保険は市が加入します。
160	要求水準書（案）	75	第7	1	9)			火災保険	現畜場及び浪岡畜園についても火災保険の加入が必要でしょうか。必要な場合、現在かけられている保険の状況をご教示願います。	維持管理・運営期間の火災保険は市が加入します。
161	要求水準書（案）	75	第7	1	9)			保険	火災保険の付保対象は全施設でしょうか。また、共済等による市での対応はされない、との理解でよろしいでしょうか。	維持管理・運営期間の火災保険は市が加入します。
162	要求水準書（案）	75	第7	1	9)			保険	火災保険を付保する場合、保険金額は事業者提案で可との理解でよろしいでしょうか。	維持管理・運営期間の火災保険は市が加入します。

NO	資料名	頁	大項目	中項目	小項目		タイトル	質問・意見	回答
163	要求水準書（案）	74, 75	第7	1	7)② オ, 10)ア		総則(長期修繕計画及び本事業期間終了時の対応)	74頁：「長期修繕計画書」において、事業終了後の修繕更新が不要であるべき期間は2年以内となっていますが、75頁：「本事業期間終了時の対応」では同期間は1年以内となっていますので、この差異についてご教示ください。	年数の要件について統一し、入札公告時に、要求水準書にてお示しします。
164	要求水準書（案）	75, 76	第7	2	イ、表		建築物保守管理業務	P75, 10)アにおいて「ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年における劣化は許容する。」とあります。しかしながら、P76表中において点検すべき内容として例えば「漏水がないこと」との表現がありますが、これは（要求水準）ではなく、（点検項目の詳細）とするべきではないでしょうか。要求水準とした場合、例えば漏水は許容しないという解釈につながることを危惧します。	該当箇所については、「要求水準」から「点検項目の詳細」に修正いたします。
165	要求水準書（案）	81	第7	12			エネルギー-マネジメント業務	「エネルギー-管理統括者」及び「エネルギー-管理企画推進者」については常駐は問わない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	要求水準書（案）	83	第7	13	2)	オ	事業期間終了前の引継業務	最終行：終了後1年間のサポート業務とはどのような作業(内容)を想定していますか。	引き継ぎ先からの問い合わせへの対応などを想定しています。
167	要求水準書（案）	86	第8	1	8)		保険	事業者は、維持管理・運営期間中、自らの負担により、第三者損害賠償保険及び火災保険に加入すること。とありますが、火災保険は建物所有者となる貴市が加入するものと思われまます。貴市のお考えをお示し願います。	維持管理・運営期間の火災保険は市が加入します。
168	要求水準書（案）	87	第8	1	9)	③	総則(広域火葬への応援・協力)	「青森市より他施設へ火葬要員の派遣要請」とはどの地域(範囲)を想定していますか。	基本的に東青津軽地域を範囲を想定し、災害の規模や県の要請次第では、県内全域もあり得るものと考えています。
169	要求水準書（案）	88	第8	2	4)	① エ	利用者ニーズ	利用者ニーズの高い時間帯について、現畜場の状況や想定される時間帯等のバックデータをお示しいただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
170	要求水準書（案）	88	第8	2	4)	②	動物炉	動物炉については、合同火葬は行わず、すべて個別火葬との認識でよろしいでしょうか。	NO.100を参照ください。
171	要求水準書（案）	88, 93	第8	2, 12	4), ア	ウ	施設の運営概要、その他運営上必要な業務	P88 5行目：火葬回数は最大14件/日とする。又、P93 1行目：申請日から3日以内での火葬ができないときは三次火葬を臨時として行う。とありますが、本事業の見積における標準火葬件数は14件/日とし、それ以上の件数に関しては青森市の負担と考えて良いでしょうか。	必要に応じた三次火葬の費用負担は、民間事業者となります。火葬件数の平常時14件/日、最大17件/日は一例です。タイムテーブルは事業者の提案によります。
172	要求水準書（案）	92	第8	10	イ		動物の火葬業務受付	事業者は、当日の予約に合わせて、受付を行い…とありますが、動物火葬の受付については、受付業務担当者と連携できれば、火葬炉業務業者等が対応することは可能でしょうか。	提案内容に委ねます。
173	要求水準書（案）						添付資料一覧	資料1整備区域図のCADをご提供頂けますでしょうか。	問い合わせに応じて、青森市よりデータにて資料提供します。入札公告時にも、改めて、全事業者が資料請求できるよう問い合わせ対応についてHPに公表する予定です。 なお、浪岡畜園についてはCADデータはございません。
174	要求水準書（案）						その他	工事中の仮設駐車台数は、基本計画の青森市畜場概要にある普通乗用車30台程度で宜しいでしょうか。また、マイクロバスは既存図に見当たりませんが、何台必要でしょうか。	現畜場は普通乗用車30台を想定しております。工事中の仮設駐車台数及び大型車用駐車場の有無は提案によります。施工計画において「建設工事及び解体工事施工計画は現畜場運営期間中においても適切に利用者にサービスを提供できるよう配慮した提案となっているか。」は評価視点となります。